

## ◇老齢基礎年金◇

65歳から生きている限り生涯にわたって受けることができます（終身保障）

老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年間あることが必要です。

満額の年金を受け取るためには20歳から60歳までの40年間納める必要があります。40年に満たない場合は、その期間に応じて年金額は減額されます。

平成26年度年金額 772,800円（満額）

※加入できる全期間、全ての保険料を納めた場合に満額受給できます

会社員や公務員（厚生年金や共済組合に加入）だった方には、加入期間に応じた年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されます

## ◇障害基礎年金◇

国民年金加入中の病気やケガで重度の障害が残った場合受けられます。加入期間のうち保険料を3分の2以上納めていることが必要です。（免除期間を含む）

平成26年度年金額 1級 966,000円

2級 772,800円

※子の人数により加算があります

また、20歳になる前の障害については20歳になったときから受けられます。

※支給要件がありますのでご相談ください

## ◇遺族基礎年金◇

国民年金に加入している間に死亡、または老齢基礎年金の受給資格を満たした後に死亡したとき、その方によって生計を維持されていた18歳までの子のある妻または18歳までの子に支給されます。

亡くなった方が加入期間のうち保険料を3分の2以上納めていることが必要です。（免除期間を含む）

平成25年度年金額 995,200円（妻）

（基本額（定額） 772,800円+子1人の加算額 222,400円）

～第1号被保険者だけの給付～

◇付加年金◇

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の年金額に付加年金が加算されます。

年金額 200円×付加保険料を納めた月数

国民年金基金に加入している人は付加保険料を納めることはできません。

◇寡婦年金◇

老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が、何の年金も受けずに亡くなったとき、その妻（婚姻期間が10年以上）に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

年金額 夫が受けられるはずだった老齢基礎年金の4分の3

◇死亡一時金◇

第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

受給できるのは生計を同じくしていた以下の方です。

① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ その他3親等内の親族

※ 寡婦年金と死亡一時金は、いずれかを選ぶことができます

保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

なお、死亡月の前月までの付加保険料納付済期間が36月以上ある場合には、さらに、8,500円が加算されます。（法52の4-2）